

1 第1条（趣旨）

（趣旨）

第一条 この法律は、①特定電気通信による②情報の流通によって③権利の侵害があった場合について、④⑤特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び⑥発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

【趣旨】

本条は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「本法律」という。）の趣旨を定めるものである。

【解説】

1 本法律で規定する事項

本法律では、特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害された場合について、①特定電気通信役務提供者の責任の制限、②（被害を受けた者の）発信者情報の開示請求権について規定する。

2 用語の説明等

①「特定電気通信」

「特定電気通信」とは、インターネットでのウェブページや電子掲示板等の不特定の者により受信されることを目的とするような電気通信の送信のことである。第2条において定義される。

②「情報の流通によって」

情報の「流通」とは、情報を「送り、伝え、受けること」の3面を併せて表現したものである。なお、情報の「送信」とは、情報の「流通」のうち「送ること」という一側面を捉えて表現するものである。

ここで、権利を侵害したとされるのは、あくまでも「情報の流通」であり、「情報」自体ではない。すなわち、当該情報を作成したこと等が問題とされるのではなく、当該情報を特定電気通信により不特定の者が受信し得る状態に置いたことが問題とされるものである。

また、権利の侵害が「情報の流通」自体によって生じたものである場合を対象とするものである。すなわち、流通している情報を閲覧したことにより詐欺の被害に遭った場合などは、通常、情報の流通と権利の侵害との間に相当の因果関係があるものとは考えられないため、この法律の対象とはならない。

③「権利の侵害」

「権利の侵害」とは、本法で独自に定義されるものではなく、個人的法益の侵害と